

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和3年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年4月7日

奈良県監査委員	内 野 正 博
同	芝 池 多津子
同	和 田 恵 治
同	藤 野 良 次

監査の特定事件（テーマ）

委託料に係る財務事務の執行について

令和3年度包括外部監査に係る結果に基づき講じた措置について

【監査の結果及び意見一覧(抜粋)】

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
45	会計局	<p>(1)契約に係る事項 ①随意契約の適正化に係る取組み強化【意見1】</p> <p>随意契約によらざるを得ないものについては、公平性や公正性、経済性に配慮した随意契約がなされるよう、現在の取組みに加え、契約方法等の状況について実態を把握するとともに随意契約の状況を公表する等、契約の適正化に係る取組みをさらに推進すべきである。</p>	<p>契約方法の透明性や公平性を確保し、随意契約の適正化をより一層推進するため、令和4年度4月以降契約締結分から四半期毎に、件数、金額、契約の種類、理由等、随意契約の状況を把握している。あわせて、会計局ホームページで随意契約の状況を公表しており、今後もその取り組みを継続していく。</p> <p>随意契約以外の契約の実態把握については、今後の財務会計システム更新の際に契約状況を把握できるようシステム改修を検討する。</p>
47	会計局	<p>②金額の適正化 a. 予定価格設定根拠の文書化の指導【意見2】</p> <p>金額の適正性について十分検討したことを担保するため、予定価格の検討過程や積算根拠を文書化しておくことが必要である。</p> <p>予定価格設定根拠の文書化について、十分な指導が望まれる。</p>	<p>予定価格の妥当性を担保するため、積算過程を文書化しておくことの重要性、予定価格設定にあたっての留意事項、予定価格設定に係るチェックリストの様式を作成しそれを活用し決裁文書に添付すべき旨等、具体的な取扱いを示した庁内通知を令和4年3月23日付けで行った。</p> <p>財務会計執行時の審査・指導、会計実地検査、また、会計事務適正化に向けた研修などを通じて周知徹底しており、今後もその取り組みを継続していく。</p>
48	会計局	<p>b. 随意契約における予定価格の設定及び予定価格設定根拠の文書化の指導【意見3】</p> <p>随意契約における予定価格の設定と、予定価格設定根拠の文書化について、十分な指導が望まれる。</p>	<p>予定価格は、業者選定の際に競争入札とすべきか随意契約が可能かを判断する基準であるため、随意契約を行うものも予定価格の設定は必要であること、また、その予定価格設定根拠の文書化についても必要である旨等の具体的な取扱いを示した庁内通知を令和4年3月23日付けで行った。</p> <p>財務会計執行時の審査・指導、会計実地検査、また、会計事務適正化に向けた研修などを通じて周知徹底しており、今後もその取り組みを継続していく。</p>
49	会計局	<p>c. 参考見積書による予定価格の適切な算定【意見4】</p> <p>適正な予定価格が設定されるよう、複数の者から参考見積書を徴取することや、参考見積書からの予定価格を積算する際の具体的な留意事項などを示すことが望ましい。</p>	<p>参考見積書により予定価格を設定する場合は、原則2者以上から見積書を徴取し、金額の妥当性を検証し、その過程を文書化すべき旨等の具体的な取扱いを示した庁内通知を令和4年3月23日付けで行った。</p> <p>財務会計執行時の審査・指導、会計実地検査、また、会計事務適正化に向けた研修などを通じて周知徹底しており、今後もその取り組みを継続していく。</p>

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
50	県土マネジメント部 企画管理室、 建設業・契約 管理課、技術 管理課	<p>d. 予定価格と落札価格の乖離【意見5】</p> <p>予定価格と落札価格に著しい乖離が認められる場合には、①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から落札者に意見聴取を行うなどにより、乖離原因の検証について組織的な対応が望まれる。</p>	<p>令和4年3月23日付け会局総第183号「契約事務の適正な執行について(通知)」を受け、令和4年3月31日付け建契号外・技号外「予定価格と落札価格の著しい乖離について(通知)」を发出し、各発注機関において予定価格の設定等について契約事務の適正な執行に努めるとともに、予定価格と落札価格の乖離については必要に応じて品質の確保が担保されているか、労務費が適切に確保されているか等の観点から落札者に意見聴取を行い、乖離原因について検証を行うとともに、契約が適切に履行されるよう監督する旨周知した。</p>
51	県土マネジメント部 建設業・契約 管理課	<p>③ 建設工事における入札保証金免除要件の明文化【意見6】</p> <p>建設工事等の入札保証金については、奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録をしていること等をもって免除されるとの解釈を示した基準を明文化することについて検討されたい。</p>	<p>令和4年3月24日付け建契第186号「建設工事等の入札における入札保証金について(協議)」を会計局総務課長宛に发出し、建設工事等の入札に係る入札保証金については、奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録をしていること等をもって免除されるとの解釈について会計局総務課長の見解を求めたところ、令和4年3月25日付け会局総第188号「建設工事等の入札における入札保証金の取扱いについて(回答)」により、異議がない旨の回答がなされた。</p>
52	会計局	<p>④ 入札公告での入札保証金免除要件の確認の徹底【意見7】</p> <p>入札保証金の免除要件の確認の徹底について、職員への一層の周知が望まれる。</p>	<p>入札保証金を免除する場合は、奈良県契約規則第4条第1項に規定する要件の確認を徹底し、証拠書類を残すべき旨等の具体的な取扱いを示した庁内通知を令和4年3月23日付けで行った。 財務会計執行時の審査・指導、会計実地検査、また、会計事務適正化に向けた研修などを通じて周知徹底しており、今後もその取り組みを継続していく。</p>
53	県土マネジメント部 建設業・契約 管理課	<p>⑤ 契約保証金免除要件の入札公告等への記載【意見8】</p> <p>奈良県契約規則第19条では、複数の契約保証金の免除条項を設けている。入札公告のひな型では、契約保証金要とのみ記載され、入札者心得において契約保証金が必要な場合の説明はあるものの、免除される場合の要件の記載がない。 入札参加時に事業者が十分な検討ができるよう、入札公告等において契約保証金免除要件の記載を検討されたい。</p>	<p>令和4年1月7日付け事務連絡「入札公告及び入札説明書のひな型の改正について」を发出し、2月1日以降の公告に契約保証金免除要件を記載するよう各機関に周知した。</p>

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
53	会計局	<p>⑥公契約条例に基づく事務手続の周知徹底(会計局) 【意見9】</p> <p>令和4年度以降、「特定公契約」以外の「公契約」のうち、これまで公契約の「遵守事項」の添付を求めているなかった随意契約についても、対象範囲を広げる予定とのことである。対象が広がることから、これまで以上に、仕様書への公契約の「遵守事項」の添付もれが生じるおそれがある。公契約の職員への一層の周知徹底が求められる。</p>	<p>「特定公契約」以外の「公契約」における「遵守事項」の記載については、これまで対象としていた競争入札等に加えて、随意契約についても添付すべき旨等の具体的な取扱いを示した庁内通知を令和4年1月28日付けで行った。</p> <p>財務会計執行時の審査・指導、会計実地検査、また、会計事務適正化に向けた研修などを通じて周知徹底しており、今後もその取り組みを継続していく。</p>
54	会計局	<p>⑦県統一の契約書ひな型の必要性【意見10】</p> <p>県統一の契約書のひな型を検討すべきである。契約書のひな型が作成されるまでは、チェックリストの添付を必須とし、記載漏れが起こらないことを担保すべきである。</p>	<p>契約書作成にかかるチェックリストの様式を作成し、それを活用し決裁文書に添付すべき旨等の具体的な取扱いを示した庁内通知を令和4年3月23日付けで行った。</p> <p>財務会計執行時の審査・指導、会計実地検査、また、会計事務適正化に向けた研修などを通じて周知徹底しており、今後もその取り組みを継続していく。なお、県統一の契約書のひな型については、今後検討していく。</p>
56	会計局	<p>⑧再委託の統一的ルールの設定【意見11】</p> <p>一括再委託の禁止や再委託の承認手続、再委託状況の把握、報告義務等のルールを明確化するとともに、契約書上、再委託制限条項を設けることを徹底すべきである。</p>	<p>再委託の取扱いについては、基本的考え方、契約書に記載する事項、再委託の承認の取扱い等の具体的な取扱いを示した庁内通知を令和4年3月23日付けで行った。</p> <p>財務会計執行時の審査・指導、会計実地検査、また、会計事務適正化に向けた研修などを通じて周知徹底しており、今後もその取り組みを継続していく。</p>
58	会計局	<p>⑨契約書と仕様書等の一体化の徹底【意見12】</p> <p>仕様書や設計書等は契約書の重要な一部であるので、一体をなしていることが客観的に立証できるよう編綴することを徹底させるべきである。</p>	<p>契約書と仕様書等の一体化については、契約書と一体に編綴することが原則であり、物理的に困難である場合にも、一体であることが客観的に立証できることを徹底する旨等を示した庁内通知を令和4年3月23日付けで行った。</p> <p>財務会計執行時の審査・指導、会計実地検査、また、会計事務適正化に向けた研修などを通じて周知徹底しており、今後もその取り組みを継続していく。</p>

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
58	総務部 行政・人材マネジメント課	<p>①委託化の効果検証【意見13】</p> <p>「奈良県行政経営改革推進プログラム」(平成29年度～令和元年度)では、民間委託等の推進を改革項目に掲げ、3年間で延べ18事業を外部委託化している。</p> <p>今回の包括外部監査において、上記のうち5件が該当したため、これらの委託について、委託化の経緯、実施の効果をアンケート調査と必要に応じヒアリングすることにより確認した。確認結果は「【図表43】」の通りである。</p> <p>いずれの委託においても、当初見込んでいた効果が発現し、委託の実施に成果があったと認められた。</p> <p>着実に外部委託が実施されていることは評価できる。しかし、外部委託を実施することが本来の目的ではなく、当初意図した効果が外部委託によって実現しているかが重要である。また、委託化した場合でも職員数に変わりがなければ、委託化した分だけ人件費も含めた全体のコストが増加し、行政の肥大化につながりかねない。さらには、委託化当初は効果が発現しても、長期化することにより効果が薄れてしまうこともあり得る。</p> <p>行政・人材マネジメント課において、外部委託推進対象としたものについては、当初意図した効果が発現しているかの検証を実施すべきである。</p>	<p>平成29年度から令和3年度に外部委託を推進した延べ23業務について、実施の効果をアンケート調査(令和4年7月から8月にかけて実施)と必要に応じヒアリングすることにより確認した。</p> <p>その結果、人員の削減、超過勤務の縮減のほか、申請窓口の増設・土日窓口の設置による利便性向上、標準処理期間内での審査許可回答体制の確保、新規事業の実施、業務量増加への対応、職員が直接行うべき業務への専念が可能となるなど、いずれの委託においても、当初見込んでいた効果が発現し、委託の実施に成果があったと認められた。</p> <p>今後も、「住民目線での行政サービスの提供」「行政の生産性の向上」の観点から、業務の効率化や業務の質の向上を実現するため、業務プロセスを分析し、テクノロジーの進展も取り込みながら、費用対効果の厳密な検討を行った上で、外部委託を活用していく。</p>
66	総務部 ファシリティマネジメント室	<p>①委託契約の指定管理者制度への移行【意見14】</p> <p>令和3年10月1日現在、公の施設は97施設あり、そのうち指定管理者制度に移行しているのは、令和3年10月1日時点で35施設、全体の36.1%となっている。現在、県直営の9施設について指定管理者制度への移行を検討中とのことであるが、すべてが移行したと仮定しても全国平均の59.6%(平成30年4月1日時点)にはまだ及ばない状況である。</p> <p>指定管理者制度は事業者の選定も厳格であり、その後の管理や事業者の評価等も充実しており、県民に提供するサービスの向上や管理レベルの向上が期待できる。</p> <p>今後も可能な限り公の施設の指定管理者制度への移行を推進すべきである。</p>	<p>平成28年度に「奈良県PPP/PFI手法優先的検討規定」を策定し、指定管理者制度やPFI手法等の導入について積極的に検討を行うよう促してきた。</p> <p>今後も、施設整備や運営見直しにあたり、民間活力の活用が有効な施設については、指定管理者制度等が検討・導入されるよう積極的に働きかけていく。</p>
67	知事公室 広報広聴課	<p>(1)令和2年度「県民だより奈良」配布業務委託 ①暴力団排除の条項の記載漏れ【結果1】</p> <p>暴力団排除の条項については必ず契約書に記載する必要がある。</p>	<p>令和4年度の契約より契約書に暴力団排除の条項を追加した。</p>
68	知事公室 広報広聴課	<p>②再委託制限条項の明記【意見15】</p> <p>随意契約で契約締結していることから、再委託制限条項の明記が望ましい。</p>	<p>令和4年度の契約より契約書に再委託禁止の条項を追加するとともに、業務の一部を再委託することを認める場合には、あらかじめ契約の相手方から再委託の申請をさせ、審査することとした。</p>

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
69	知事公室 広報広聴課	<p>③予定価格の検討と文書化【意見16】</p> <p>予定価格の決定に際しては、事後的に予定価格の妥当性の検証が可能となるよう、文書化する必要がある。</p>	<p>令和4年度より予定価格の検討過程や積算根拠を記載した文書を作成することとした。</p>
69	知事公室 広報広聴課	<p>(2)令和2年度県民だより奈良テレビ版「ならいいね！」の制作・放送業務(広報広聴課)</p> <p>①再委託制限条項の明記【意見17】</p> <p>現状の契約においては、再委託制限条項に県の承諾の必要性について規定されておらず、県の許可なく受託業務の一部を他の者に再委託することが可能な状況にある。契約書において、再委託制限条項に県の承諾を得る旨を追加するとともに、委託契約の相手方が一部再委託を行う場合には、その内容を報告させ、審査及び承認を行うべきである。</p>	<p>令和4年度の契約より契約書に再委託禁止の条項を追加するとともに、業務の一部を再委託することを認める場合には、あらかじめ契約の相手方から再委託の申請をさせ、審査することとした。</p>
70	知事公室 国際課、旅券事務所	<p>(3)奈良県旅券発給業務委託</p> <p>①業務量の変化に応じた契約方法の検討【意見18】</p> <p>当該契約は3年間の長期継続契約であり委託金額は3年間固定となるが、コロナ禍により旅券発給数が減少したこと等により、予定価格算定時の想定業務量を大きく下回った状態が続いている。今後は、入札の時点で実態に合った想定業務量を元に予定価格の再検討を行うとともに、契約期間中の業務量の変化にも柔軟に対応できる契約方法について検討されたい。</p>	<p>令和5年度当初予算においては、契約方法についての検討や想定申請件数毎の執行予定額について積算を行うなど、業務量の変化に対応できるよう検討を行った。次回入札時には、入札時点の状況を考慮し、予定価格の再検討を行いたい。</p>
74	知事公室 消防救急課	<p>(4)奈良県防災ヘリコプター運航管理及び耐空検査等業務委託</p> <p>①予定価格の積算における妥当性の検証【意見19】</p> <p>予定価格の積算において、多額を占める人件費や一般管理費について、委託事業者からの見積書だけでなく、他府県や同業他社からも情報収集するなどの方法により、妥当性を検証することを検討されたい。</p>	<p>令和4年7月に、他府県における消防防災ヘリコプター運航管理等業務委託の状況について情報収集を行い、人件費や一般管理費の妥当性について検証した。</p>
75	知事公室 消防救急課	<p>②仕様書における運航要員の居住に関する要件の明確化【意見20】</p> <p>本事業の仕様書における運航要員の居住地等の要件について、実態に合わせた表現とすることが望ましい。</p>	<p>令和5年度に実施する奈良県防災ヘリコプター運航管理及び耐空検査等業務委託契約に際しては、実態に合わせて「居住させるものとする」から「滞在させるものとする」に表現を改める。</p>
75	知事公室 消防救急課	<p>③連絡責任者の氏名の通知の欠如【結果2】</p> <p>仕様書において求められている連絡責任者の通知について、受託者に対して文書による通知を求める必要がある。</p>	<p>令和4年度当初の運航要員の届出時において、運航要員の総括表に連絡責任者を表示したうえで提出してもらっている。</p>
76	知事公室 消防救急課	<p>④契約書と仕様書の一体化【意見21】</p> <p>契約書と仕様書が散逸しないよう、袋綴じその他の方法により、契約書と仕様書を一体化しておく必要がある。</p>	<p>今後の奈良県防災ヘリコプター運航管理及び耐空検査等業務委託契約時には仕様書を綴じ込んだものとしており、また、その他の契約においても契約書と仕様書を一体化するようにしている。</p>

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
76	知事公室 消防救急課	<p>⑤変更契約への収入印紙の貼付漏れ【意見22】</p> <p>契約金額の総額に変更がないため、収入印紙の貼付が行われていなかったが、契約金額の支払方法又は支払期日の変更は、課税文書に該当するか否かの判定における「重要な事項」の変更に当たるため、収入印紙の貼付のある契約書の入手が必要である。</p>	<p>令和4年度以降の契約で収入印紙の貼付漏れがないよう十分に気をつけ適正な契約手続きに努める。なお、当該変更契約については、受託者が収入印紙を貼付する修正を行った。</p>
78	総務部 総務厚生センター	<p>(1)令和2年度奈良県総務事務処理業務委託 ①入札公告から参加資格申請までの十分な期間の確保【結果3】</p> <p>入札参加資格として、技術提案書やプレゼンテーションに基づく選定委員会での事前の技術評価を得ることを求めているが、公告から技術提案書提出までの期間が十分に確保されているとは言い難い状況であった。十分な期間の確保に配慮し、公告日を適切に設定すべきである。</p>	<p>令和4年3月25日付けで公告を行った奈良県総務事務処理業務委託の調達については、提案書の提出期限を令和4年4月27日に設定するなど、十分な期間を確保するための改善を行った。</p>
80	総務部 管財課	<p>(2)組織改編に伴う室名板等改修委託 ①委託料の根拠に関する承認の必要性【結果4】</p> <p>予定価格設定時の参考見積書の徴取及び見積合わせにおいて、見積依頼業者に予め示される委託料の積算根拠につき、決裁が行われていないため、承認について文書化しておくべきである。</p>	<p>令和4年度から、見積依頼業者に予め示す委託料の積算根拠について、決裁を行い、承認について文書化した。</p>
81	総務部 管財課	<p>②委託内容を定めた仕様書別紙の整理【意見23】</p> <p>委託内容を具体的に定めた書類が仕様書の別紙として併せて保存されていなかったため、適切に整理保存されたい。</p>	<p>令和4年度から、委託内容を示した資料を仕様書の別添として併せて保存した。</p>
81	総務部 管財課	<p>③請書への収入印紙の貼付漏れ【意見24】</p> <p>請書に収入印紙の貼付が行われていなかったため、委託先へ収入印紙の貼付を促すことが望ましい。</p>	<p>令和4年度から、請書についても、委託先へ貼付を促している。</p>
82	総務部 管財課	<p>(3)年度末改修(コンセント等) ①契約金額及び契約期間の合理性【結果5】</p> <p>契約時の委託料について、履行実績による精算を前提に算出されているため、見積金額の合理性について根拠をより明確にする必要がある。また、業務の実施が4月である一方、契約書の履行期限は7月末であり、結果的に支払までの期間が長期となっている状況は望ましくなく、見直しについて検討すべきである。</p>	<p>令和4年度から、見積金額の合理性を確保するため、庁内への事前調査時期の前倒しをおこなう、内容の精査を厳格に実施し、工期及び施工条件を早期に確定したうえで契約している。また、工期についても上記の通り精査を行うことで適正化を図っている。</p>
84	総務部 管財課	<p>②契約書と仕様書の一体化【意見25】</p> <p>委託内容について定めた仕様書が契約書と共に綴じられていなかったため、一体化して編綴されたい。</p>	<p>令和4年度から、仕様書についても袋綴じにより契約書と一体化して編綴している。</p>

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
85	総務部 管財課	(4)令和2年度部局長車両運行業務 ①仕様書に基づく提出書類の様式の整理【結果6】 仕様書に基づく履行確認時の提出書類が指定様式と異なっていた。報告書類を仕様書の様式に変更する、仕様書を見直す等の対応が必要である。	令和4年度から、条項に「運行日報については発注者及び受注者協議の上、受注者による任意の様式を認める」と追記した。
86	総務部 自治研修所	(5)令和2年度奈良県職員研修業務委託 ①委託料の根拠の明瞭化【意見26】 公募型プロポーザル方式への応募時及び契約時に提出を受けた見積額の経費内訳書について、積算の根拠が不明瞭な箇所があり、適正に表記された見積書を徴するよう改められたい。	令和4年度から、見積書徴取時に正確な記載がされていることを十分確認している。
89	文化・教育・くらし創造部 なら歴史芸術文化村整備推進室	(1)なら歴史芸術文化村展示空間等整備業務 ①契約変更時の金額誤り【意見27】 委託変更契約書において支払い済みの令和元年度分の記載がないため、支払限度額の内訳の合計額と契約総額が一致していない。契約手続におけるチェック機能が十分に働く内部統制を整備する必要がある。	令和4年度の契約から、契約書の作成に関するチェックポイントを活用し、チェック機能を高めている。
91	こども・女性局 奈良っ子はぐくみ課	(1)奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務 ①契約期間の明確化【意見28】 契約書において、「業務の履行期間」と「業務開始年月日」が併記されるも、その始期が異なり、混乱を招きかねないことから、「業務処理開始年月日」は記載しないことが望ましい。	令和4年度契約より、契約書に「業務開始年月」は記載せず、「業務の履行期間」のみ記載することとした。
92	こども・女性局 奈良っ子はぐくみ課	②契約保証金免除理由の明記【意見29】 契約書において、契約保証金が免除されているが、その理由については、免除が相当であると誰もが判断できるよう、具体的な記載が望ましい。	令和4年度契約より、契約保証金免除理由の記載は、免除が相当であると誰もが判断できるよう、具体的な記載に代わり公募段階で提出される契約実績証明書を添付することとした。
93	こども・女性局 中央こども家庭相談センター	(2)令和2年度 女性一時保護委託事業 ①契約書における履行場所の明記並びに解除条項及び損害賠償責任条項の必要性【結果7】 履行場所は委託契約の内容となる重要事項であり、契約書に明記すべきである。また、契約期間中の解除条項(暴力団等排除関連以外)及び委託業務に関して発生した損害に関する賠償責任条項も、紛争予防の観点から規定すべきである。	令和4年度の契約の締結にあたり、契約書に明記するよう指摘を受けた内容について、下記のとおり契約書に記載した。 ・第4条の実施施設に施設種別・施設名・住所を明記 ・第13条の契約の解除条項に契約違反・不履行等の場合を追記 ・第14条の損害賠償条項に損害賠償金について明記
95	こども・女性局 中央こども家庭相談センター	②契約内容を構成する実施要綱と契約書の一体化【意見30】 契約書には、締結当時有効な「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」を編綴するか、引用する「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」の作成(改訂)日を明記する必要がある。	令和4年度の契約の締結にあたり、契約書を構成する「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」を契約書に編綴した。

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
96	こども・女性局 中央こども家庭相談センター	<p>③契約一本化の検討と契約締結権限の確認【意見31】</p> <p>委託業務を複数施設で実施する場合であっても、履行場所以外の契約内容が同一であれば、契約を分断する合理的理由はなく、一の契約書に履行場所として複数の施設名及び所在地を記載することで足りる。本事業の特殊性から、施設ごとに施設長と契約を締結するのであれば、施設長等契約当事者の契約締結権限の有無を確認する必要がある。</p>	<p>令和4年度の契約の締結にあたり、契約書を分断せず、一本の契約書で契約締結権限を有する法人の代表者と契約を締結し、契約書に委託業務を実施する複数の施設名および所在地を記載した。</p> <p>また、奈良県契約規則第26条第1項第4号に基づくかいへの事務委任について、女性一時保護委託に係る契約は従来は1件の契約金額が100万円未満までのものを中央こども家庭相談センター所長に事務委任していたが、センターでの円滑な事業実施のため、令和4年4月1日付けで、1件の契約金額が500万円未満までのものに改正を行った。</p>
97	こども・女性局 中央こども家庭相談センター	<p>④予定価格の文書化と承認の必要性【結果8】</p> <p>予定価格の文書を作成し、承認手続を実施する必要がある。</p>	<p>令和4年度の契約の締結にあたり、事前に予定価格調書を作成し、所長の承認を得た。</p>
98	こども・女性局 中央こども家庭相談センター	<p>(3)児童一時保護委託事業</p> <p>①契約内容に適した契約書の名称変更【意見32】</p> <p>契約書の名称を、「一時保護委託単価契約書」から「一時保護委託契約書」に変更するのが適切である。</p>	<p>従来は、本業務について委託契約を締結していたが、令和4年度からは、児童福祉法27条や法28条等における児童を施設に入所させる措置行為に準ずる手続きにより扶助費を支払うよう改めた。</p> <p>以上のことから、令和4年度からは、委託契約を締結することはなくなったため、契約書の名称を変更する必要がなくなった。</p>
99	こども・女性局 中央こども家庭相談センター	<p>②契約書における履行場所の明記並びに解除条項及び損害賠償責任条項の必要性【結果9】</p> <p>履行場所は委託契約の内容となる重要事項であり、明記すべきである。</p> <p>また、契約期間中の解除条項(暴力団等排除関連以外)及び委託業務に関して発生した損害に関する賠償責任条項も、紛争予防の観点から規定すべきである。</p>	<p>従来は、本業務について委託契約を締結していたが、令和4年度からは、児童福祉法27条や法28条等における児童を施設に入所させる措置行為に準ずる手続きにより扶助費を支払うよう改めた。</p> <p>以上のことから、令和4年度からは、委託契約を締結することはなくなったため、契約書に履行場所の明記並びに解除条項及び損害賠償責任条項を整備する必要がなくなった。</p>
101	こども・女性局 中央こども家庭相談センター	<p>③契約書における個別の委託方法及び実施方法等の明記【意見33】</p> <p>委託(保護)対象者や委託日時等が委託毎に異なる本契約においては、個別の委託についての依頼方法等について契約書に明記したほうが、委託業務を遂行する指針ともなる。</p> <p>緊急性が高い場合もあるが、児童の一時保護という業務の重大性からも、委託方法や実施方法等について、契約書に明記することが望ましい。</p>	<p>従来は、本業務について委託契約を締結していたが、令和4年度からは、児童福祉法27条や法28条等における児童を施設に入所させる措置行為に準ずる手続きにより扶助費を支払うよう改めた。</p> <p>以上のことから、令和4年度からは、委託契約を締結することはなくなったため、契約書に個別の委託方法及び実施方法等を明記する必要がなくなった。</p>
101	こども・女性局 中央こども家庭相談センター	<p>④契約締結権限の確認【結果10】</p> <p>契約の相手先が社会福祉法人の施設長となっているが、施設長の契約締結権限の有無を確認し、権限がない場合には法人代表者からの契約締結に係る委任状を提出させる必要がある。</p>	<p>従来は、本業務について委託契約を締結していたが、令和4年度からは、児童福祉法27条や法28条等における児童を施設に入所させる措置行為に準ずる手続きにより扶助費を支払うよう改めた。</p> <p>以上のことから、令和4年度からは、委託契約を締結することはなくなったため、契約締結権限を確認する必要はなくなった。</p> <p>なお、平成11年4月30日付けの厚生事務次官通知により、県が施設入所措置費(扶助費)を支払うにあたり、施設長名義での請求が認められていることを確認した。</p>

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
101	こども・女性局 中央こども家庭相談センター	⑤ 予定価格の文書化と承認の必要性【結果11】 予定価格の文書を作成し、承認手続を実施する必要がある。	上記のとおり、委託契約を締結せず、措置行為に準じる手続きにより扶助費を支払うため、委託契約の締結に必要とされている予定価格調書を作成する必要はなくなった。
103	医療政策局 地域医療連携課	(1) 小児救急医療電話相談業務委託令和2年度分 ① 業務実施報告における報告内容の明記【結果12】 毎月提出をを求める業務実施報告において、仕様書で定める「応答率(入電数に対し、受電対応者が電話を取り対応した数の割合)」が報告書に記載されず、メールでの報告とされていたため、他の項目と同様に明記する必要がある。	業務実施報告において、他の項目と同様に、毎月の「応答率」についても、報告書に記載するよう、令和3年11月分から対応を行った。
104	医療政策局 地域医療連携課	② 公募型プロポーザル方式における公募の期間の十分な確保【結果13】 公募型プロポーザル方式の公告は、原則として提案書提出期限の前日から起算して15営業日以上を確保すべきところ、本業務では14営業日となっていた。十分な日程を確保するよう、契約手続時には綿密に確認すべきである。	令和4年度からは、公募型プロポーザル方式の受託者選定において、公募期間が、提案書提出期限の前日から起算して15営業日以上確保されているか、契約手続時に複数人で確認を行うこととする。
106	水循環・森林・ 景観環境部 森と人の共生 推進課	(1) 令和2年度次世代型森林情報活用推進事業 ① 建設工事等に係る入札保証金の免除要件確認の必要性【意見34】 建設工事等に係る入札においては、建設工事等競争入札参加資格の該当部門に登録されていることをもって入札保証金を免除しており、入札執行前に入札保証金を免除できる要件への該当性を確認しない運用となっているため、建設工事等に係る入札保証金の免除の取扱いのあり方について検討する必要がある。	庁内関係課(建設業・契約管理課と会計局総務課)で協議・検討が行われ、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程第2条第1項に定める入札参加資格を有していることをもって入札保証金を免除する取扱いについては問題ないとの結論が出された旨、令和4年3月に通知があった。当該入札参加資格は、国土交通省の業者登録や直近の実績を要件とし、経営規模等評価結果通知書等で確認されていることから、建設工事等に係る入札保証金の免除の現行の取扱いは、当該課としても問題ないと考えている。
107	水循環・森林・ 景観環境部 森と人の共生 推進課	② 資格要件への三次元ビューワソフトのライセンス保有の明記【意見35】 本事業における委託業務を履行するためには、三次元ビューワソフトのライセンス取得が必要であることから、ライセンスの保有を仕様書における資格要件として明記しておくべきである。	令和3年度事業の実施に当たり、三次元ビューワソフトのライセンス保有が前提条件になる旨仕様書に明記した。
108	水循環・森林・ 景観環境部 森と人の共生 推進課	③ 航空レーザ計測業務委託における下請負承認の要否の明確化【意見36】 航空レーザ計測業務における下請負承認の要否に係る契約条項を明確化し、仕様書等において、下請負の禁止の対象となる業務や下請負の承認を要しない業務を明確化しておく必要がある。	令和4年度事業の実施に当たり、下請負承認の要否に係る契約条項を明確化し、下請負可能な業務の範囲を仕様書及び設計図書に明記した。

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
109	水循環・森林・景観環境部 森と人の共生推進課	<p>④契約書と仕様書の一体化【意見37】</p> <p>契約書と仕様書は別冊として作成されているが、最終の契約書と仕様書が散逸しないよう、保管方法を工夫することが望ましい。</p>	<p>令和4年度事業の実施に当たり、契約書及び仕様書は散逸しないよう、同じ簿冊に綴じ込むとともに、インデックスを貼付した。</p>
109	水循環・森林・景観環境部 森と人の共生推進課	<p>⑤本事業で得られた森林情報の活用【意見38】</p> <p>新たな森林環境管理制度への取組に本事業で得られた森林情報の活用を開始したところであるが、今後の技術発展の状況を注視しつつ、データの有効活用やデータ利用者の負担軽減に留意されたい。</p>	<p>本事業で得られたデータは、今後の利活用が可能であるものと考えている。新たな森林環境管理制度の要である奈良県フォレスターをはじめ、市町村や林業事業体等に広く利用していただくため、毎年利活用研修会を開催していくほか、国や他府県のデータ活用方法に係る情報収集を行い、優良事例については広く情報提供していくこととしている</p>
111	産業・観光・雇用振興部 地域産業課	<p>(1)令和2年度 奈良県営競輪場開催業務等包括委託 ①基本契約書における特定公契約特約条項の明記【意見39】</p> <p>特定公契約特約条項を基本契約書において明記すべきである。</p>	<p>令和3年度の契約から奈良競輪場開催業務等包括委託基本契約には特定公契約条項を追加した。</p>
112	産業・観光・雇用振興部 競輪場	<p>(2)受託場外に係る場内整理サービス委託料 ①契約保証金免除に係る理由書の作成漏れ【結果14】</p> <p>契約保証金を免除する場合には奈良県契約規則第19条第6号の規定に基づいて適正かつ確実に業務が履行されることを検討し、その結果を理由書に記載する必要がある。</p>	<p>随意契約の受託者が過去2年以上本県での契約実績があるため、規則第19条第6号の規定を適用して契約保証金を免除していたが、令和4年度からは、規則第19条第6号の規定を適用する際には、検討の結果を記載した理由書を必ず作成することとする。</p>
113	産業・観光・雇用振興部 競輪場	<p>②競争入札への移行の検討【意見40】</p> <p>自転車競技法第3条及び第40条で規定されている競技実施法人以外の者であっても実施可能な委託業務とされている業務については、当該条項のみを理由として随意契約とすべきではなく、他者への委託の可否と、競争入札への移行について検討が必要である。</p>	<p>過去に競輪選手の走法に起因したファンによる騒擾事件が近畿各地の競輪場で起きたことをきっかけに、興奮したファンに対しても審判の判定内容等をきちんと説明でき、混乱時に冷静に対応できるよう訓練された自衛警備隊が競技実施法人の近畿支部に組織され、近畿管内の各競輪場に配置された。以後、ルールや選手の走法など競輪に関する専門的知見を備え、要注意人物等の情報も持ち合わせた競技実施法人に随意契約により委託している。</p> <p>今回の意見の対象となった業務については、このような経緯から近畿の各場では競技実施法人に委託しているが、今回の意見を踏まえ、全国の競輪場の業者選定方法等を調査し、業務の引継方法も含めて他者への委託の可否や、競争入札への移行とその時期について今後検討していく。</p>
114	産業・観光・雇用振興部 競輪場	<p>③再委託制限条項の明記【意見41】</p> <p>現状の契約書においては、再委託禁止に関する制限条項の記載がない。再委託についての取扱いを検討し、再委託制限条項を明記した上で、再委託内容について受託者から許可申請を受け、所管課が管理する体制を構築すべきである。</p>	<p>令和4年度の契約から契約書中に再委託の禁止条項を追加し、一括再委託を禁止するとともに、書面で承諾を得た場合は一部再委託できることとした。また、受託者から事前に書面による一部再委託の申請があった場合には、再委託における安全確保対策(情報保護、事故対策等)を確認し、決裁を経て承認する体制を構築した。</p>

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
115	産業・観光・雇用振興部 競輪場	④予定価格の文書化と承認の必要性【結果15】 予定価格の見積の妥当性を検証するとともに、文書を作成し、承認手続を実施する必要がある。	令和4年度の契約から予定価格について金額の妥当性を検証したうえで文書による承認手続を経て設定するようにした。
115	産業・観光・雇用振興部 競輪場	⑤個人情報取扱特記事項の記載漏れ【結果16】 契約書において、受託者が別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載するか、契約書中に別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を明記すべきである。	令和4年度の契約から契約書中に個人情報の保護条項を追加し、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない旨を記載した。
116	産業・観光・雇用振興部 競輪場	⑥暴力団排除の条項の記載漏れ【結果17】 暴力団排除の条項については必ず契約書に記載する必要がある。	令和4年度の契約から契約書中に暴力団排除条項を追加し、再委託先からの暴力団排除についても規定した。
118	観光局 ならの観光力 向上課	(1)奈良県外国人観光客交流館運営管理業務委託 ①委託上限額の積算における妥当性の検証【意見42】 公募型プロポーザル方式における委託上限額は、委託事業者から徴取した参考見積に基づき決定されているが、複数の同業他社からの見積書徴取や、人件費部分について国が公表する統計調査結果を参考にした積算結果と比較する等の方法により、その妥当性をより具体的に検証することが望ましい。	令和5年度の公募型プロポーザル方式に向けては、複数の業者から参考見積りを徴取し比較することで、金額の妥当性を検証することとする。また、監査結果について課内で周知徹底を図り、今後も適切な対応を行っていく。
118	観光局 ならの観光力 向上課	②公募型プロポーザルの公告における公表事項の一部公表漏れ【結果18】 公募型プロポーザルの公告において、提案者が1者の場合の取扱い及び最低合格点に関する事項を公表すべきところ、実施されていなかったため、適切に対応する必要がある。	令和5年度の公告に向けて、適切な内容に見直しを行う。また、監査結果について課内で周知徹底を図り、今後も適切な対応を行っていく。
120	観光局 ならの観光力 向上課	③特定公契約に係る支払賃金等の決裁手続の未実施【結果19】 本業務は特定公契約に該当し、受託者から定期の支払賃金等の報告を受けているが、決裁が行われていなかった。審査、決裁手続を適切に行った上で文書化し、整理保存する必要がある。	令和3年度より見直しを行い、受託者から支払賃金等の報告を受けた際は、所属で審査、決裁手続を行った上で文書化し、適切に整理保存している。また、監査結果について課内で周知徹底を図り、令和4年度以降も、適切に対応していく。
121	観光局 ならの観光力 向上課	(2)県内宿泊等促進キャンペーン業務委託 ①変更契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見43】 変更契約書に収入印紙の貼付が行われていなかったが、契約金額の変更は、課税文書に該当するか否かの判定における「重要な事項」の変更に当たるため、委託先へ収入印紙の貼付を促すことが望ましい。	指摘を受けた変更契約書については、令和3年度中に印紙の貼付した書類を再入手済である。また、課内で周知徹底を図り、課税文書に該当する文書について、令和4年度以降は適切な対応を行っていく。

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
122	観光局 観光プロモーション課	<p>(3)令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託 ①変更契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見44】</p> <p>変更契約書に収入印紙の貼付が行われていなかったが、契約金額に変更がない場合でも、主要な業務内容の変更は、課税文書に該当するか否かの判定における「重要な事項」の変更に当たるため、委託先へ収入印紙の貼付を促すことが望ましい。</p>	<p>指摘を受けた変更契約書については、令和3年度中に印紙の貼付した書類を再入手済である。また、課内で周知徹底を図り、課税文書に該当する文書について、令和4年度以降は適切な対応を行っていく。</p>
123	観光局 観光プロモーション課	<p>②再委託に関する契約書の規定の整理及び承認手続の必要性【結果20】</p> <p>業務の全部の再委託の可否について、契約書本文と個人情報取扱特記事項の記載が一致していなかった。また、業務の一部の再委託について、事前承認に関する決裁が行われていなかった。契約書の表現を整理した上で、適切に承認手続を実施すべきである。</p>	<p>令和3年度の契約締結の際に、再委託の可否・承認について契約書の文言を整理し、それに基づき再委託の事前承認に関する事務手続きを実施した。監査結果について課内で周知徹底を図り、令和4年度以降も、再委託に関する契約書の文言を適切に記載し、また再委託についての事前承認に関する事務手続きを適切に実施していく。</p>
124	観光局 観光プロモーション課	<p>(4)令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託 ①公募型プロポーザルの公告における公表事項の一部公表漏れ【結果21】</p> <p>公募型プロポーザルの公告において、最低合格点に関する事項を公表すべきところ、実施されていなかったため、適切に対応する必要がある。</p>	<p>令和3年度より適切な内容に見直しを行った。監査結果について課内で周知徹底を図り、今後も適切な対応を行っていく。</p>
126	観光局 観光プロモーション課	<p>②再委託に関する契約書の規定の整理及び承認手続の必要性【結果22】</p> <p>業務の全部の再委託の可否について、契約書本文と個人情報取扱特記事項の記載が一致していなかった。また、業務の一部の再委託について、事前承認に関する決裁が行われていなかった。契約書の表現を整理した上で、適切に承認手続を実施すべきである。</p>	<p>令和3年度の契約締結の際に、再委託の可否・承認について契約書の文言を整理し、それに基づき再委託の事前承認に関する事務手続きを実施した。監査結果について課内で周知徹底を図り、令和4年度以降も、再委託に関する契約書の文言を適切に記載し、また再委託についての事前承認に関する事務手続きを適切に実施していく。</p>
127	観光局 観光プロモーション課	<p>(5)令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託 ①公募型プロポーザルの公告における公表事項の一部公表漏れ【結果23】</p> <p>公募型プロポーザルの公告において、最低合格点に関する事項を公表すべきところ、実施されていなかったため、適切に対応する必要がある。</p>	<p>令和3年度より適切な内容に見直しを行った。監査結果について課内で周知徹底を図り、今後も適切な対応を行っていく。</p>
129	観光局 観光プロモーション課	<p>②再委託に関する契約書の規定の整理【結果24】</p> <p>業務の全部の再委託の可否について、契約書本文と個人情報取扱特記事項の記載が一致していなかった。契約書の表現を整理すべきである。</p>	<p>令和3年度の契約締結の際に、再委託の可否・承認について契約書の文言を整理した。監査結果について課内で周知徹底を図り、令和4年度以降も、再委託に関する契約書の文言を適切に記載していく。</p>
130	食と農の振興部 豊かな食と農の振興課	<p>(1)食と農の振興フォーラム開催業務 ①予定価格の検討と文書化【意見45】</p> <p>予定価格の設定にあたっては、より丁寧な検討と、検討過程の適切な文書化に努められたい。</p>	<p>監査結果を踏まえ、令和4年度からは、予定価格の設定にあたっては、業務内容や金額の妥当性検証のため、必要に応じて参考見積を追加で徴収する等、より丁寧に比較検討するとともに、その過程を文書化している。</p>

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
131	食と農の振興部 中央卸売市場再整備推進室	(2)中央卸売市場再整備に係る事業者公募準備業務委託 ①予定価格の検討と文書化【意見46】 予定価格の設定にあたっては、金額的妥当性は必ず検討したうえで、検討過程の適切な文書化に努められたい。	監査結果を踏まえ、令和4年度からは、見積金額を参考に予定価格の設定を行う場合は、各作業項目単位での金額等妥当性の検証や、業務内容の特性上、比較検証が不可能なものを除き、類似他事例等の客観的妥当性の側面からも比較検証を行うこととした。また、これらの検討過程については、適切に文書化することにより、後年度の「検証可能性」を担保している。
132	食と農の振興部 中部農林振興事務所	(3)県営ほ場整備事業百済川向地区従前地測量業務委託 ①変更契約の収入印紙の金額誤り【意見47】 変更請負契約書に事業者側が貼付している収入印紙は200円であるが、正しくは400円である。	令和4年度からは、事業者から受け取る契約書については収入印紙の金額に誤りがないか確認し、印紙税法に基づき適正な事務処理を行う。
134	食と農の振興部 なら食と農の魅力創造国際大学校	(4)なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科調理等教授業務委託 ①予定価格の文書化【意見48】 予定価格の検討過程の適切な文書化に努められたい。	3年毎の契約となっており、次回の契約(令和6年3月)における予定価格の算定にあたっては、令和5年8月下旬を目途に検討過程を文書化する予定。
135	県土マネジメント部 建設業・契約管理課	(1)奈良県公共工事等電子入札システム業務委託(建設業・契約管理課) ①予定価格の根拠の明確化【意見49】 予定価格については、他の業者から見積書入手し、これに基づく従量制利用料の単価に想定利用回数に乗じて計算しているが、従量制利用料の単価の積算方法が不明確である。積算過程を明確化し記録保存する必要がある。	令和7年度の次回入札から、予定価格の積算にあたっては、従量制利用料の単価の積算方法について、その積算過程を明確化し記録保存する。
136	県土マネジメント部 道路保全課	(2)中和幹線包括的道路維持管理業務委託 ①特定公契約を締結した事業者による法令遵守の確認【結果25】 県は特定公契約を締結した事業者の、奈良県公契約条例に規定する「法令の遵守」を事業者の報告により確認すべきところ、事業者の報告した従業員数は、業務日報に記載の従事者数に対して大幅に下回っているため、その報告の網羅性には疑義が認められる。事業者の法令遵守の状況について健全なる懐疑心をもってチェックし、もって条例の目的を実現することが望まれる。	令和3年10月に、事業者に対して、特定公契約に該当する契約締結後に必要となる事務手続きについて、改めて周知を行った。 また、令和3年度の報告から、事業者の報告内容について、仕様書の内容と相違がないかを複数人で確認している。
138	県土マネジメント部 道路保全課	(3)大和中央道包括的道路維持管理業務委託 ①特定公契約を締結した事業者による法令遵守の確認【結果26】 県は特定公契約を締結した事業者の、奈良県公契約条例に規定する「法令の遵守」を事業者の報告により確認すべきところ、事業者の報告した従業員数は、業務日報に記載の従事者数に対して大幅に下回っているため、その報告の網羅性には疑義が認められる。事業者の法令遵守の状況について健全なる懐疑心をもってチェックし、もって条例の目的を実現することが望まれる。	令和3年10月に、事業者に対して、特定公契約に該当する契約締結後に必要となる事務手続きについて、改めて周知を行った。 また、令和3年度の報告から、事業者の報告内容について、仕様書の内容と相違がないかを複数人で確認している。

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
140	県土マネジメント部 奈良土木事務所	(4)天理ダム他 水質調査業務(河川(ダム)維持補修事業) ①委託業務確認書の日付誤り【結果27】 委託業務の完了確認を「委託業務確認書」により行っているが、委託契約の締結日付に誤りがあった。	令和4年度からは再発防止のため、決裁課程において複数職員による内容確認等を行うなど、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めている。
140	県土マネジメント部 奈良土木事務所	②予定価格に対する落札価格の乖離【意見50】 予定価格8,317,100円に対して落札価格が2,162,600円と著しく乖離している。①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から、乖離した原因について検証することが望まれる。	令和4年度からは当該案件と同様に落札価格が予定価格と著しく乖離する事例が生じた場合には、落札者に意見聴取を行い、乖離原因の確認を行うとともに、契約が適切に履行されるよう、より一層の監督に努める。
141	県土マネジメント部 奈良土木事務所	(5)一級河川菰川 水質調査委託(大和川水質改善事業他)(奈良土木事務所) ①予定価格に対する落札価格の乖離【意見51】 予定価格8,470,000円に対して落札価格が3,465,000円と著しく乖離している。①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から、乖離した原因について検証することが望まれる。	令和4年度からは当該案件と同様に落札価格が予定価格と著しく乖離する事例が生じた場合には、落札者に意見聴取を行い、乖離原因の確認を行うとともに、契約が適切に履行されるよう、より一層の監督に努める。
142	県土マネジメント部 郡山土木事務所	(6)地蔵院川 地盤変動影響調査(事後)業務(防災・安全社会資本整備交付金事業(総合治水)) ①予定価格に対する落札価格の乖離【意見52】 予定価格1,969,000円に対して落札価格が1,078,000円と著しく乖離している。①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から、乖離した原因について検証することが望まれる。	令和4年4月に、当該案件について落札価格が予定価格と著しく乖離した原因を検証した結果、次のとおりであった。 ①成果品の品質については問題はなかった。 ②労務費については落札業者が同時期に近隣箇所でも別途同種の調査を受注していたために合理的に節減を行ったものであった。 ③また、予定価格については、県統一の歩掛に基づき適正に設定されていた。 今後も同様に落札価格が予定価格と著しく乖離する事例が生じた場合には、落札者に意見聴取を行い、乖離原因の確認を行うとともに、契約が適切に履行されるよう監督を行うこととする。
144	県土マネジメント部 郡山土木事務所	(7)大和中央道道路維持管理業務委託(郡山土木管内) ①仕様書と実施設計書の不整合【結果28】 仕様書が想定する業務内容と実施設計書の数量に齟齬が生じている。仕様書と実施設計書は整合を保つ必要がある。	令和2年11月から、大和中央道道路維持管理業務委託については、大和中央道包括的道路維持管理業務として、道路保全課で委託を行っている。今後は、仕様書で想定する業務内容と実施計画書の数量との整合を図っていく。
144	県土マネジメント部 郡山土木事務所	②変更契約締結前の業務の実施【意見53】 変更契約の締結前に契約変更の元となる業務を事業者に実施させている。契約成立前に業務を先行実施させていることと同義であり、業務の変更がある場合は変更契約締結後に実施させる必要がある。	令和2年11月から、大和中央道道路維持管理業務委託については、大和中央道包括的道路維持管理業務として、道路保全課で委託を行っている。今後は、業務に変更が生じた場合は、変更契約を行い、その後に業務を実施させる。

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
145	県土マネジメント部 郡山土木事務所	(8)大門ダム 水質調査業務委託(河川(ダム)維持修繕費他) ①入札保証金免除の妥当性【結果29】 当該指名競争入札の参加資格として、奈良県物品購入等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録されていることを条件に、当該入札における入札保証金を免除しているが、建設工事以外の委託契約では、競争入札参加資格のうち該当の部門に登録されていることのみをもって入札保証金免除とはならない。原則通り、過去二年間の契約実績等を入札前に確認する必要がある	令和4年4月1日契約分からは、入札方法を指名競争入札方式から一般競争入札方式(参加申請型)に変更し、入札前に競争入札参加申請において過去の契約、実績等を確認した上、入札保証金の免除を行っている。
146	県土マネジメント部 宇陀土木事務所	(9)令和2年度道路施設環境整備業務委託(雪寒)(宇陀土木事務所) ①再委託制限条項の明記【意見54】 業務委託契約書には再委託を制限又は報告させる条項がないため、県として再委託の実態を把握できていない。契約書に再委託制限条項を設け、実態把握に努める必要がある。	令和4年度から、契約書に再委託の制限に関する条項を設けるとともに、業務の一部を再委託することを認める場合には、あらかじめ契約の相手方から再委託の申請をさせ、その再委託内容が委託業務における主要な部分でなく、再委託することに合理的理由がある場合に限るものとしている。
147	県土マネジメント部 宇陀土木事務所	(10)一般国道165号他 宇陀土木事務所管内道路清掃業務委託(道路施設環境整備他) ①実施設計書の日付誤り【結果30】 設計金額を計算する実施設計書は令和2年6月18日に作成されているが、当該実施設計書には令和元年6月18日作成と記載されていた。	令和4年度からは、設計書の作成において、決裁過程における複数職員による確認等、チェック体制を強化し、再発防止に努めている。
148	県土マネジメント部 宇陀土木事務所	②契約保証金免除の証跡の保存【意見55】 契約保証金は奈良県契約規則第19条第1項第5号の規定に基づき免除されているが、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであることを確認した証跡が残されていない。証拠書類として保存すべきである。	令和4年度からは、過去二年間の契約実績を確認した資料を、証拠書類として保存し、奈良県契約規則に基づき適正な事務執行に努めている。
148	県土マネジメント部 宇陀土木事務所	③予定価格に対する落札約価格の乖離【意見56】 予定価格5,335,000円に対して当初落札価格が3,168,000円と著しく乖離している。①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から、乖離した原因について検証することが望まれる。	予定価格と落札価格の乖離については、令和4年度からは、①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から、落札者に意見聴取を行い、乖離原因について検証を行うこととしている。
150	県土マネジメント部 吉野土木事務所	(11)管内の国道・県道における雪寒業務委託 ①再委託制限条項の明記【意見57】 業務委託契約書には再委託を制限又は報告させる条項がないため、県として再委託の実態を把握できていない。契約書に再委託制限条項を設け、実態把握に努める必要がある。	令和4年度より、契約書作成に当たっては再委託の制限に関する条項を設けるとともに、業務の一部を再委託することを認める場合には、あらかじめ契約の相手方から再委託の申請をさせ、その再委託内容が委託業務における主要な部分でなく、再委託することに合理的理由がある場合に限るものとしている。

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
150	県土マネジメント部 吉野土木事務所	<p>(12)一般国道169号他 道路施設環境整備業務委託(道路施設環境整備事業)</p> <p>①契約保証金免除の証跡の保存【意見58】</p> <p>契約保証金は奈良県契約規則第19条第1項第5号の規定に基づき免除されているが、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであることを確認した証跡が残されていない。証拠書類として保存すべきである。</p>	令和4年度からは、過去2年間の契約実績を確認した資料を、証拠書類として保存し、奈良県契約規則に基づき適正な事務執行に努めている。
151	県土マネジメント部 吉野土木事務所	<p>②予定価格に対する落札価格の乖離【意見59】</p> <p>予定価格5,332,800円に対して落札価格が2,970,000円と著しく乖離している。①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から、乖離した原因について検証することが望まれる。</p>	令和4年度より、予定価格が落札金額と著しく乖離した場合には、必要に応じて参考までに落札者より内訳書の提出を求め意見聴取を行うとともに、併せて監督員が仕様書どおり実施されているか確認を行い、予定価格と落札価格の乖離原因について検証を行うこととしている。
152	県土マネジメント部 吉野土木事務所	<p>(13)道路管理事業(委託分)業務委託 63委01トンネル警備業務一式</p> <p>①予定価格の文書化と承認の必要性【結果31】</p> <p>予定価格の文書を作成し、承認手続を実施する必要がある。</p>	令和4年度より、契約を締結する際には事前に契約予定金額を決定する予定価格の文書を作成し、承認手続を踏むようにしている。
153	県土マネジメント部 五條土木事務所	<p>(14)一般国道168号 風屋トンネル他 トンネル照明施設詳細設計委託(防災・安全交付金事業(国道トンネル補修・国補正)他)</p> <p>①監督員任命伺の日付の記載漏れ【結果32】</p> <p>入札に先立って監督員の任命がされているが、その任命伺に日付の記載が漏れている。</p>	当該任命伺については、令和4年度から契約締結の負担行為時に併せて決裁することとし、その際に日付記載に漏れないかを複数人で入念にチェックしている。
154	地域デザイン推進局 奈良公園室	<p>(1)奈良公園バスターミナル施設運営業務(奈良公園バスターミナル施設管理運営事業)</p> <p>①提案内容を踏まえた仕様書の修正【結果33】</p> <p>プロポーザル方式により、事業者側の提案を重視して委託事業者を決定する場合、提案内容を踏まえて仕様書に修正を加えるべき点がないかを十分に精査されたい。</p>	令和4年度からは、提案内容について室内で十分に検討を行い、正確に仕様書に反映できるようにチェック体制等を整理している。
155	地域デザイン推進局 奈良公園室	<p>②事業者選定方法の検討経緯の文書化【意見60】</p> <p>公の施設の管理手法の検討過程は文書化しておくことが望ましい。</p>	令和4年度からは、管理手法の検討過程について、議事録などを残している。
156	地域デザイン推進局 奈良公園室	<p>(2)奈良公園バスターミナル交通運営業務(奈良公園バスターミナル運営管理事業)</p> <p>①支払方法の契約書への記載【結果34】</p> <p>契約代金の支払方法は、仕様書ではなく契約書本体に記載する必要がある。</p>	令和5年度末予定の次回の契約から、指摘の事項について契約書本体に記載する。(長期継続契約)

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
157	地域デザイン推進局 奈良公園室	②契約保証金免除規定の適切な運用【意見61】 事業者間で不公平が生じないように、契約保証金の免除事由について事前に丁寧な周知を行うことが望ましい。	契約保証金の免除事由について所属内で精査し、令和4年度からは、事業者に対して事前に丁寧な周知を行っている。
158	地域デザイン推進局 中和公園事務所	(3)馬見丘陵公園植栽管理業務委託(単独都市計画公園事業)第461-委9号 ①指名競争入札による理由の文書化【意見62】 事業者選定方法の検討過程は比較的重要な事項であるため、そのような検討過程は文書化しておくことが望ましい。	令和4年度より事業者選定方法の検討過程が記載された選定調書を作成し、選定審査会議決書とともに決裁を行っている。
159	地域デザイン推進局 中和公園事務所	(4)令和2年度馬見丘陵公園菖蒲園管理業務委託(彩り植栽事業(物件費))第422-1-委1号 ①契約期間や金額を考慮した支払方法の検討【意見63】 契約期間が比較的長く、金額も多額であることから、事業者の負担を考慮した適切な判断を行われない。	令和4年度からは、事業者の負担を考慮し、前払金の請求が可能であることを契約書に記載している。
161	議会事務局 総務課	(1)奈良県議会棟保安業務委託 ①公契約の「遵守事項」の添付漏れ【結果35】 当該委託契約は「特定公契約以外の公契約」に該当するが、入札の際の仕様書に、公契約の「遵守事項」の添付がなかった。	令和4年度に契約する対象となる公契約について、公契約の「遵守事項」を添付した。今後も周知を図り、適正な執行に努める。
162	議会事務局 政務調査課	(2)議会テレビ中継番組制作等・放送委託 ①予定価格の文書化【意見64】 後年度の意思決定プロセスの検証に資するため、予定価格の設定に係る検討経緯は可能な限り詳細に文書化しておくことが望ましい。	令和4年度の当該業務実施にあたっては、予定価格の設定に係る検討経緯を文章化し、関係資料として添付した。
163	議会事務局 政務調査課	(3)奈良県議会インターネット動画配信業務委託 ①公契約の「遵守事項」の添付漏れ【結果36】 当該委託契約は「特定公契約以外の公契約」に該当するが、入札の際の仕様書に、公契約の「遵守事項」の添付がなかった。	令和4年度の当該業務実施にあたっては、入札の際の仕様書に、公契約の「遵守事項」を添付した。
164	議会事務局 政務調査課	②予定価格の設定及び事業者の選定方法【意見65】 一般競争入札に係る予定価格の算定のために複数社から参考見積書を徴取することや、一般競争入札ではなく指名競争入札を実施するなど、予定価格の設定及び事業者の選定方法の方策には改善の余地があるものと考えられる。次期以降も当該業務を継続する場合は参考にされたい。	令和4年度の当該業務実施にあたっては、予定価格の算定のため、複数社から参考見積書を徴取することで、予定価格設定に向けた改善策を実施した。

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
166	教育政策推進課	<p>(1) 県立学校ネットワークシステム強靱化運用保守業務及び機器等の賃貸借 ① 保守及び賃貸借対象物件の明確化【意見66】</p> <p>本業務に係る契約書に袋綴じされた仕様書は、入札時に作成された要求仕様書となっているが、県立学校ネットワークシステム強靱化構築業務により導入された機器一覧を記載した覚書などを作成し、保守及び賃貸借の対象となる物件を明確化することが望ましい。</p>	<p>令和4年度からは、同様の契約を締結した際には、仕様書を袋綴じにした契約書に加えて、構築業務完了時に覚書を作成して、契約書同様、県と受注者の双方でこれを保管する。覚書に記載する事項は、構築された成果物である機器一覧とし、これに各機器が保守対象及び賃貸借対象であることを明記することで、運用段階における保守等の対象を明示するものとする。</p>
167	学校支援課	<p>(2) 県立高等学校総合寄宿舎給食業務委託 ① 一者入札への対応のあり方【意見67】</p> <p>本業務は、業務の性質上、一者入札を回避するために取り得る方策が極めて少ない状況にある。一者入札が継続する場合、一般競争入札を実施するコストの発生というデメリットのみが生じることにもなりかねないため、真にやむを得ないと考えられるのであれば、随意契約への移行を含めた対応を検討されたい。</p>	<p>次回の契約更新日は令和6年4月1日となる。令和6年度予算要求の時期に併せて仕様書見直しの検討及び他の業者に対する入札参加可否の状況確認を行ったうえで、なお今回同様一者入札の見込みとなった際には随意契約への移行を検討する。</p>
169	教職員課	<p>(3) 奈良県公立学校教員採用候補者選考試験作問業務委託 ① 業務完了報告書の記載内容の仕様書への明記【意見68】</p> <p>契約書において、受託者は全ての委託業務終了後、直ちに仕様書に定めるところにより報告書等を提出しなければならないものとされているが、仕様書に報告書等の様式についての規定がないため、報告書の記載内容等の要件について仕様書に明記する必要がある。</p>	<p>令和4年度の契約については、仕様書に業務完了報告書の様式を定め、報告書の記載内容等について明記した。</p>
170	教職員課	<p>② 契約書における受託者の作業場への立入に係る規定の明記【意見69】</p> <p>受託者における試験問題についての情報管理を徹底するため、県による立入検査の規定を契約書に設けるなど、受託者への牽制を強化すべきである。</p>	<p>令和4年度の契約については、仕様書に試験問題等の取扱いを定め、試験問題作成にあたり、必要に応じて受託者の問題作成の作業場への県による立入検査を実施できるものとした</p>
171	教職員課	<p>③ 再委託の状況把握の必要性【意見70】</p> <p>本業務における再委託の状況について、事前に実態を把握し、契約書に基づく再委託の承諾の必要性について検討しておく必要がある。</p>	<p>令和4年度の契約については、仕様書に再委託の禁止を定め、委託業務の全部又は一部について、他に委託してはならないとし、事前に教育委員会事務局の承諾を得たときはこの限りでないとした。</p>
172	学校教育課	<p>(4) 第40回近畿高等学校総合文化祭開催に関する委託 ① 契約主体及び委託契約によることの適切性【意見71】</p> <p>本事業は奈良県高等学校文化連盟に対する委託ではなく、第40回近畿高等学校総合文化祭奈良県実行委員会への負担金又は補助金として執行する方が実態に即している。</p>	<p>令和4年度以降、同様の事業を執行する場合、支出費目及び支出先については、他府県における同事業の執行状況、奈良県における同種事業の執行状況を参考に、十分に議論し最適な執行を検討する。</p>

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
173	学校教育課	<p>②再委託のあり方及び承認の文書化【意見72】</p> <p>本事業においては映像コンテンツの作成など、外部の専門業者に再委託が行われているが、県と専門業者とで直接契約とする余地もある。また、再委託とする場合であっても、その承認について文書化しておくべきである。</p>	<p>令和4年度からは、再委託の割合が高くなる場合は、別途専門業者等に委託すべきかどうかを十分に検討する。</p> <p>また、再委託に際しては、契約書や仕様書に基づき書面をもって正式な承認依頼・承認通知を行い、十分な指導を行うこととする。</p>
174	学校教育課	<p>③見積内訳書の未添付【意見73】</p> <p>奈良県高等学校文化連盟から契約前に提出を受けた見積書は総額のみ記載となっているが、部門別や費目別の内訳を示す見積内訳書の提出を受けることが望ましい。</p>	<p>令和4年度からは、予算段階から緊密な協議を行っていても、相手方から提出される見積書には内訳書を添付することとする。</p>
175	学校教育課	<p>④業務完了日の明確化【意見74】</p> <p>事業実施報告書の提出期限を明確化するため、仕様書等において、業務完了日の定義を明記する必要がある。</p>	<p>令和4年度からは、委託契約に係る仕様書において業務完了日の定義を明記することとする。</p>
175	学校教育課	<p>⑤契約先への消費税の課税【意見75】</p> <p>本契約により、高文連が消費税の課税事業者となることを認識しておく必要がある。</p>	<p>任意団体であっても課税売上があれば消費税の申告が必要となることを課員で情報共有し、委託時に相手方団体と十分に摺り合わせを行う。</p> <p>特に学校教員により構成された団体に対しては、脱税行為とならないよう助言・指導を行う。</p> <p>また、令和4年度以降、同種の大規模事業を委託する場合、こうした課税措置の影響も勘案し費目や支出先について調査検討を行う。</p>
176	学校教育課	<p>⑥契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見76】</p> <p>任意団体との契約においても、課税文書に該当する場合には、収入印紙の貼付のある契約書を手すべきであった。</p>	<p>令和4年度からは、契約書原本に印紙貼付が必要かどうかについては、必要に応じて税務署に確認するなど、その都度適正に判断する。</p>
177	各養護学校及び学校教育課	<p>(5)スクールバス運行管理業務委託</p> <p>①予定価格の積算における各養護学校と学校教育課の連携不足【結果37】</p> <p>学校教育課における予定価格積算資料と各養護学校が提出した根拠数値の間に齟齬があるものが散見されたため、各養護学校と学校教育課が緊密な連携を図り、予定価格を適切に積算する必要がある。</p>	<p>令和4年度からは、予定価格の積算にあたっては、高校の特色づくり推進課(旧学校教育課)と各養護学校が連絡を密にとり情報共有を徹底するとともに、積算のための根拠数値等については、複数名によるチェックを行い、適正な予定価格の算定に努める。</p>
179	各養護学校及び学校教育課	<p>②仕様書に基づく提出書類等の未提出【結果38】</p> <p>仕様書に基づく提出書類の一部に未提出のものがあったが、漏れなく提出を受ける必要がある。</p>	<p>令和4年9月までに、車両管理責任者、車両管理者等の届出、及び研修会実績報告等、未提出であった書類については、受託者より提出を受けた。今後は、仕様書に基づき、漏れなく提出を求めることとする。</p>

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
179	各養護学校及び学校教育課	<p>③運行日誌等における報告項目の未整理【結果39】</p> <p>受託者が業務管理日報及び業務管理月報の様式について、各学校において様式が異なっているため、報告を求めべき項目を整理することが望ましい。</p>	<p>令和4年度からは、業務管理日報及び業務管理月報の様式については、学校間で情報共有を行いながら最低限報告を求めべき項目の整理を行い、不足する項目については、様式の見直しを行うこととする。</p>
181	保健体育課	<p>(6)県立奈良西養護学校給食調理業務委託 ①法人の名称の記入を欠く入札書の取扱い【結果40】</p> <p>法人の名称の記載を欠く入札書について、有効なものとして開札録が作成されていたが、当該入札は無効とすべきであった。</p>	<p>法律上、当該入札に係る契約は有効であることから、契約期間が満了する令和5年7月31日まで現在の事業者との契約は継続し、次回業者選定時には、適正な入札事務の執行を徹底する。</p>
181	保健体育課	<p>②入札参加資格の確認の不徹底【結果41】</p> <p>入札参加資格を充足していることを証する書類の提出を受けているが、提出を受けた書類では、入札参加資格を充足しているかどうか、確認できないものがあったため、提出すべき書類について見直す必要がある。</p>	<p>次回業者選定時には、入札参加資格の充足状況を確認するための提出書類について見直しを行い、適正な入札事務の執行を徹底する。</p>
182	保健体育課	<p>③特定公契約に係る支払賃金等の審査の不徹底【結果42】</p> <p>本業務は特定公契約に該当し、受託者から定期の支払賃金等の報告を受けているが、所管課内での報告内容の審査や決裁の手續が行われていなかった。所管課内での審査、決裁を行った上で、支出負担行為一件に綴って保管しておく必要がある。</p>	<p>令和3年10月以降に受託者から提出を受けた賃金支払状況等報告送付書及び事業者別賃金支払状況等報告書については、適正に賃金が支払われていること等報告内容を審査し、決裁のうえ支出負担行為一件に綴り保管している。</p>
184	警察本部 会計課、交通規制課	<p>(1)道路交通情報提供業務 ①契約書における引用法令の誤りと条項の適正化【結果43】</p> <p>「道路交通情報提供業務に関する委託契約書」第7条において、その引用法令を誤り、また、第9条第1項において、解除する者と損害賠償金を納付する者が共に「乙」と解されうる記載となっており、正す必要がある。</p>	<p>令和4年度契約において下記のとおり契約書条文を改めた。</p> <p>(契約保証金)変更後 第7条 契約保証金は奈良県契約規則第19条第1項第6号の規定により免除とする。</p> <p>(契約保証金)変更前 第7条 契約保証金は奈良県会計規則第19条第1項第6号の規定により免除とする。</p> <p>(損害賠償)変更後 第9条 第8条の規定により甲がこの契約を解除した場合、乙は、奈良県契約規則第24条第2項に基づき契約金額の100分の10以上に相当する額を損害賠償金として、甲の指定する期間内に納付しなければならない。</p> <p>2 乙は、その責めに期すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(損害賠償)変更前 第9条 乙は、第8条の規定によりこの契約を解除した場合は、奈良県契約規則に基づき契約金額の100分の10以上に相当する額を損害賠償金として、甲の指定する期間内に納付しなければならない。</p> <p>2 乙は、その責めに期すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
185	警察本部 施設整備課、 交通規制課	(2)交通信号機保守点検(球取替) ①契約書における履行場所の明記【結果44】 契約書には履行場所を明記すべきであるところ、交通信号機保守点検(球取替)委託契約書には、1カ所の信号機の所在地を記載するのみであり、外1478カ所の所在地も明記すべきである。	令和4年度の契約から、契約書に交換すべき球の所在地を一覧にまとめたものを別紙として添付した上で、契約書の委託場所の文中に「別紙一覧表記載のとおり」と明示するよう変更した。
186	警察本部 施設整備課、 交通規制課	②契約書と仕様書の一体化【意見77】 契約書において、別紙仕様書に従うこととされており、仕様書が契約の内容を構成している。契約内容を構成する仕様書は、契約書と共に編綴する必要がある。	令和4年度の契約では、契約書の文中で仕様書の日付を記載し引用する仕様書を特定した上で、契約締結時に当該仕様書を契約の相手方に配布した。
186	警察本部 施設整備課、 交通規制課	③全変更事項の変更契約書への反映【結果45】 緊急球取替件数の増加に伴い、契約金額が変更されたのであれば、変更契約書には、金額の変更の点のみならず、緊急球取替件数の変更も記載すべきである。	令和4年度から、緊急球取替作業の増加に伴い契約変更を要する場合、変更契約書には、契約金額の変更を定めるとともに、その原因となった緊急球取替作業の件数の変更についても記載する。
187	警察本部 施設整備課	(3)生駒警察署新庁舎新築工事基本・実施設計 ①契約書における履行場所の明記【結果46】 「建築設計業務委託契約書」は頭書と条項、建築設計業務委託仕様書(共通仕様書及び特記仕様書)で構成され編綴されているが、履行場所は、契約における重要事項であり、契約書の頭書に明記すべきである。	令和4年2月14日付で契約した生駒警察署新庁舎整備事業技術支援業務委託から、契約書の記載条項として委託業務対象地を明記するよう変更した。
188	警察本部 施設整備課	②変更契約書への全変更事項の反映【結果47】 契約における委託業務の内容、契約金額、支払方法を変更した場合には、変更内容を全て漏れなく変更契約書に記載すべきである。	令和4年7月1日付で契約した自動車整備工場改築工事設計業務の委託契約について、業務期間中に追加業務が生じたため令和4年11月11日付で変更契約書を締結したが、変更内容の全てを変更契約書に記載した。
189	警察本部 奈良警察署	(4)一般廃棄物搬出処理業務 ①予定価格設定における実質的な参考見積書徴取【意見78】 予定価格につき参考見積書をもって設定する場合には、具体的な搬出処理廃棄物量に即した実質的な参考見積書を徴取することが望ましい。	令和5年度からは、搬出処理廃棄物量に即した具体的な内訳(処分費用、運搬費用など)を記載させて参考見積書を徴取することとする。
190	警察本部 奈良警察署	②見積合わせにおける依頼業者選定基準の明確化【意見79】 見積合わせにおける依頼業者の選定基準を明確化しより広く見積りを取る等により、公平性を担保する必要がある。	機密性の高い情報を取り扱う警察業務の特殊性を踏まえ、令和5年度からは、見積書提出の依頼業者の選定基準を明確にし、その基準を満たす業者から見積書を徴取することで、公平性を担保することとする。

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
191	警察本部 奈良警察署	<p>③近隣警察署等における契約の集約【意見80】</p> <p>近隣の警察署等における一般廃棄物搬出処理業務委託契約について、契約を集約することも検討されたい。</p>	<p>当署だけで判断できるものではないことから、令和5年度以降における一般廃棄物搬出処理業務委託契約の集約について、実現可能性を含め、本部主管所属において現在検討している。進捗状況については、当署及び近隣警察署における一般廃棄物搬出処理業務委託の契約内容等を取りまとめ、集約した際のメリット・デメリットを検討するために基礎資料を作成している段階である。</p>
191	警察本部 奈良警察署	<p>④契約書における委託業務の内容、履行場所の明記【結果48】</p> <p>委託業務の内容及び履行場所は、仕様書に記載されているが、契約書において仕様書を引用していない。契約書自体に直接明記するか、少なくとも契約書において仕様書を引用すべきである。また、一般廃棄物搬出処理業務の履行場所の一つである搬入(処分)場所は、事業者による不法投棄を防ぐ意味でも重要であり、搬出(収集)場所のみならず搬入(処分)場所についても、契約書の頭書に明記すべきである。</p>	<p>令和4年度からは、契約書において「別添一般廃棄物搬出処理業務委託仕様書記載のとおり」と仕様書を引用している。また、搬出(収集)場所及び搬入(処分)場所については、令和4年度から仕様書には明記しているものの、契約書本文には明記していないことから、令和5年度から明記することとする。</p>
192	警察本部 奈良警察署	<p>⑤再委託禁止条項の明記【意見81】</p> <p>契約書上、再委託禁止条項の記載がないが、受託者による不法投棄防止の観点から明記が必要である。</p>	<p>現在は「個人情報取扱特記事項」にのみ「再委託の禁止」を記載しているが、令和5年度からは、契約書本文にも再委託禁止条項を記載することとする。</p>
192	警察本部 奈良警察署	<p>⑥委託業務完了報告の必要性【結果49】</p> <p>本契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の搬出のみならず処分(処分工場への搬入)も含み、その業務の完了が必要となる。 したがって、処分工場に搬入し処分が完了したことの報告を受託業者に求めるべきである。</p>	<p>令和4年度からは、受託業者から委託業務完了報告の提出を受け、適切に処分されたことを確認している。</p>
194	警察本部 奈良西警察署	<p>(5)一般廃棄物搬出処理業務 ①見積合わせにおける依頼業者選定の適正化【意見82】</p> <p>見積合わせにおいては、依頼業者の選定基準を明確化し、より広く見積りを取る等により、公平性を担保する必要がある。</p>	<p>機密性の高い情報を取り扱う警察業務の特殊性を踏まえ、令和4年度から見積書提出の依頼業者の選定基準を明確にし、その基準を満たす業者から見積書を取ることににより、公平性を担保している。</p>
194	警察本部 奈良西警察署	<p>②契約書における委託業務の内容、履行場所の明記【結果50】</p> <p>委託業務の内容及び履行場所は、仕様書に記載されているが、契約書において仕様書を引用していない。契約書自体に直接明記するか、少なくとも契約書において仕様書を引用すべきである。また、一般廃棄物搬出処理業務の履行場所の一つである搬入(処分)場所は、事業者による不法投棄を防ぐ意味でも重要であり、搬出(収集)場所のみならず搬入(処分)場所についても、契約書の頭書に明記すべきである。</p>	<p>令和4年度から、仕様書を契約書とともに編綴し、契約書の該当条項において「別添一般廃棄物搬出処理業務委託仕様書記載のとおり」と仕様書を引用して、契約書と一体化することとし、また、搬入(処分)場所の住所にあっては記載している。</p>

監査結果報告書の頁	対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
195	警察本部 奈良西警察署	<p>③委託業務完了報告の必要性【結果51】</p> <p>本契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の搬出のみならず処分(処分工場への搬入)も含み、その業務の完了が必要となる。 したがって、処分工場に搬入し処分が完了したことの報告を受託業者に求めるべきである。</p>	<p>令和4年度から、受託業者より委託業務の完了報告の提出を受け、適切に処分されたことを確認している。</p>
196	警察本部 奈良西警察署	<p>④個人情報取扱特記事項の記載漏れ【結果52】</p> <p>契約書において、受託者が別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載するか、契約書中に別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を明記すべきである。</p>	<p>令和4年度から、契約書に別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載している。</p>